

FNO.6.2.0  
令和元年5月8日

指定居宅介護支援事業者 代表者 様  
指定介護予防支援事業者 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎  
(公印省略)

指定居宅介護支援等における平成30年度実地指導の指摘事項について(通知)

日ごろから、介護保険サービスの適切な提供にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、本市では、介護給付等対象サービス等の質の確保及び介護報酬の請求の適正化を図るため、市内の介護サービス事業者等に対して実地指導を行っておりますが、平成30年度に実施した実施指導等において、指定基準に適合していないとして過誤調整が必要となる事例が多く見られました。

つきましては、主な指摘事項を別紙のとおり周知いたしますので、各事業所におかれましては、改めて基準をご確認いただくとともに、今後の事業所等の運営の参考としてください。

問い合わせ先  
高齢政策課 指定・指導班  
電話 042-707-7046

## 1. 運営基準減算に該当した指摘

### (1) モニタリングに関する事項

#### 【指導事例】

モニタリングを実施していなかったが、給付管理等その他の業務を実施したとして、居宅介護支援費を請求していた。

居宅介護支援費は、モニタリングを実施していないと請求できません。

利用者の居宅への訪問をせず、利用するデイサービスにてモニタリングを実施していた。

モニタリングは利用者の居宅で行わなければなりません。

モニタリングの記録が、訪問の日時や利用者の発言・近況などの簡単な記録のみにとどまり、居宅サービス計画の実施状況（特に、当該計画に位置づけたサービスの実施状況）に関する記録が無かった。

モニタリングは居宅サービス計画の実施状況の把握であり、利用者の発言・近況などの簡単な記録のみでは認められません。

#### 【根拠等】

介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、モニタリングの結果を記録しなければなりません。

また、モニタリングの結果の記録は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供の完結の日から2年間（介護給付費の受領の日から5年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から5年間）保存しなければなりません。

#### 【運営基準減算】

モニタリングにおいては、次の場合に運営基準減算として減算されるものであり、運営基準減算に該当する事例については、1月目は所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定し、運営基準減算が2月以上継続する場合、2月目以降は所定単位数を算定できません。

当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合  
当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合

#### 【ポイント】

- ・モニタリングは、1月に一度、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接してください。
- ・モニタリングは、利用者の発言・近況などの記録のみではなく、居宅サービス計画の実施状況の把握をしなければなりません。

## (2) 内容及び手続の説明及び同意に関する事項

### 【指導事例】

指定居宅介護支援の提供の開始時又は居宅サービス計画の見直し時に、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等について説明を行っていないかった、または説明を理解したことについて署名を得ていなかった。

説明を行うとともに必ず署名を得なければなりません。

### 【根拠等】

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき説明を行い、理解を得なければなりません。

なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければなりません。

また、平成30年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプラン（居宅サービス計画）の見直し時に説明を行うことが望ましいとされています。

### 【運営基準減算】

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。（平成30年度報酬改定）

### 【ポイント】

- ・本内容は説明を行うだけでなく、必ず利用申込者からの署名を得る必要があります。
- ・相模原市では、平成30年度については、制度改正の直後であることを鑑みて、上記運営基準減算を指導しない方針としましたが、平成31年4月からは利用者に説明し、署名を得ていない場合は、減算とするよう指導しますので、説明・署名を徹底してください。

## 2. 退院・退所加算の主な指摘事項

### 【指導事例】

・病院又は診療所に入院していた利用者について、カンファレンスの実施が要件となっている退院・退所加算Ⅰ（口）、（ロ）を算定していたが、算定要件で定義されているカンファレンスの要件を満たしていなかった。  
カンファレンスの要件を満たしていない場合は本加算を算定できません。

### 【根拠等】

平成30年4月1日以降、カンファレンスの実施が要件となっている退院・退所加算Ⅰ（口）、（ロ）については、そのカンファレンスが診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすカンファレンスである場合に限られます。

< 診療報酬の算定方法 別表第1 医科診療報酬点数表第2章第1部 退院時共同指導料2 >  
注1・注2（略）  
注3 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員（介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）又は相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、他機関共同指導加算として、2,000点を所定点数に加算する。

### 【ポイント】

入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等

+

在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等  
保険医である歯科医師等  
保険薬局の保険薬剤師  
訪問看護ステーションの看護師等  
介護支援専門員

いずれか3者以上と  
共同して指導を行った場合

・退院前カンファレンス等に参加したことで退院・退所加算Ⅰ（口）、（ロ）を算定する場合には、そのカンファレンスが加算の要件を満たすものであるかを確認してください。

平成30年度介護報酬改定で追加された運営基準減算の項目について

令和元年5月8日に送付した文書の内容について、その一部を改めて周知いたします。

【運営基準減算】

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。(平成30年度報酬改定)

【ポイント】

- ・本内容は説明を行うだけでなく、必ず利用申込者からの署名を得る必要があります。
- ・相模原市では、平成30年度については、制度改正の直後であることを鑑みて、上記運営基準減算を指導しない方針としましたが、平成31年4月からは利用者に説明し、署名を得ていない場合は、減算とするよう指導しますので、説明・署名を徹底してください。

(様式例)

様
<b>同意書</b>
一、利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介することを求めることができること。
一、利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。
以上の内容について、私は事業者から説明を受け、それに同意しました。また、この内容を証明するため、本書を2通作成し、利用者および事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。
年      月      日
説明者氏名 <span style="float: right;">印</span>
利用者氏名 <span style="float: right;">印</span>

様式例と同等の表現が重要事項説明書等に記載されている場合は、別途作成不要です。